

令和5年
4月1日に上里町手話言語条例
が施行されました

上里町では、令和5年3月9日、「上里町手話言語条例」を制定しました。手話は手や指、顔や体の動きを用いて表現する言語で、手話を必要とする方にとって、とても大切な言語です。町は手話が言語であるとの認識に基づき、手話による意思疎通が図りやすい環境の整備を推進し、聴覚に障害をお持ちのろう者とうろ者以外の方がお互いに理解し合い、安心して生活することができる地域社会の実現を目指します。



令和5年3月9日、上里町手話言語条例を制定。
本庄市児玉郡広域聴覚障害者福祉協会と関係者の皆さまが
役場町民ホールに集まり、記念撮影を行いました。

手話に対する理解の促進と
手話を使用しやすい環境づ
くりを目指します。
ご協力をお願いします!!



問合せ…町民福祉課社会福祉係【☎35-1224】

5月12日は「民生委員・児童委員の日」
～支えあう 住みよい社会 地域から～

民生委員・児童委員は、『民生委員法』により、地域福祉を推進する無報酬のボランティアで、厚生労働大臣の委嘱を受けた県の非常勤特別職の地方公務員です。児童福祉法により児童委員を兼ねることが定められており、一般的には民生委員・児童委員または民生児童委員とも呼ばれています。

住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障害者世帯などの見守りや安否確認などを行います。

なお、民生委員・児童委員の中に、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員がいます。

相談内容の秘密は固く守られますので、悩みごとや心配ごとなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

問合せ…町民福祉課社会福祉係【☎35-1224】

住民基本台帳ネットワークに
関連する業務停止のお知らせ

停止日時

6月1日(木)、午前8時30分～午後1時

停止業務

- ①マイナンバーカード（個人番号カード）の交付、暗証番号変更等
- ②住民基本台帳カードの暗証番号変更等
- ③マイナンバーカード（個人番号カード）または住民基本台帳カードを利用した付記転入、付記転出
- ④住民票の広域交付
- ⑤電子証明書の発行、更新

問合せ

町民福祉課町民係【☎35-1224】

消費者啓発参考情報「暮らしの110番」トラブル情報

問合せ
産業振興課産業観光係
【☎35-1232】

「副業で稼げる！」どころか高額支払いになる副業サイトに注意

【事例1】

ネットで「副業、無料」と検索し、ランキング上位のサイトに登録した。業者から直接メッセージが送られてきて、2万円の電子ガイドブックを勧められ購入した。内容はFX投資の運用マニュアルのようだが、読んでも分からないと思っているところに業者から電話があり、FX自動売買アプリと運用サポートなど計100万円の契約を勧められた。お金がないと言ったが、消費者金融で借りるよう指南され、断り切れずに借りて支払ってしまった。儲けはなく借金が残った。



【事例2】

SNSの「相談に乗るだけで稼げる副業」の広告に興味を持ち、サイトに登録した。メールで悩みを聞き報酬をもらおうとすると、振込の手続料などとしてサイト内のポイントを何度も買われる。しかし、一向に報酬がもらえない。



「簡単にもうかる副業」といったSNSの広告や、自ら検索したことをきっかけに副業サイトに登録したところ、金銭を得どころか高額な商品やサービス等の購入を迫られた、支払いをしてしまったという相談が寄せられています。

契約(購入)時に借金を促された、人を紹介するよう催促された、解約・返金を求めようにもSNSでの連絡先しか把握しておらず、連絡が取れなくなってしまった、業者に身分証明書の画像やクレジットカードの情報を渡してしまって不安だなどのトラブルも起きています。

また、被害を回復しようと相談機関をネットで検索した中から選んで相談したが、高額な請求をされたという二次的なトラブルもあります。

消費者へのアドバイス

1. 誰でも簡単に必ずもうかる副業はありません。
2. サイト登録や業者とコンタクトを取る前に企業情報や評判を確認し、少しでも不審に感じたら、登録や連絡することはやめましょう。
3. 口頭でも契約は成立します。トラブルのもとになるので安易に「いいですね」などの返答はやめましょう。
4. トラブルにあった場合は、すぐに消費生活センターまたは消費生活相談窓口にご相談しましょう。クーリング・オフが可能な場合があります。

＼困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください／

局番
なし

188
消費者ホットライン

いやや!

消費生活センター等へのお電話は全国共通の電話番号である188番へ。
「188(いやや)!泣き寝入り!」と覚えてください。

産前産後期間の国民年金保険料の免除について

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が平成31年4月から始まりました。

- 対象者…国民年金第1号被保険者
- 届出時期…出産予定日の6か月前から届出可能です。
- 産前産後期間の取り扱い

産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

○添付書類

出産前の手続きには母子健康手帳が必要です。出産後に手続きする場合は、町役場で確認できるため原則不要です。

問合せ…健康保険課医療年金係 【☎35-1222】

PTA 資源回収のお知らせ

※地域によって回収方法や回収品目が異なりますのでご注意ください。

賀美小学校

日時…5月20日(土)、午前8時30分から
(小雨決行)

※午前8時までに回収品を出してください。

※雨天の場合は、5月21日(日)に延期します。

回収品

新聞、雑誌・古本、段ボール

※空き缶、空きビン、牛乳パック、古布等は回収できません。

回収方法

PTA 役員が各家庭をまわって回収します。
※回収品は、必ず道路に面したわかりやすい場所に出してください。

問合せ…賀美小学校【☎ 33 - 0026】

神保原小学校

日時…5月13日(土) (小雨決行)

※午前8時までに回収品を出してください。

※雨天の場合は、5月14日(日)に延期します。

回収品

新聞、雑誌、段ボール

※空き缶、空きビン、牛乳パック、古布等は回収できません。

回収方法

PTA 役員が、各家庭をまわって回収します。

※回収品は、必ず道路に面したわかりやすい場所に出してください。

問合せ…神保原小学校【☎ 33 - 3074】

七本木小学校

日時…5月13日(土)・14日(日)、
午前8時～午後4時 (雨天決行)

場所…七本木小学校校庭 (出入口は南東門)

※搬入の際は、交通事故等に十分注意してください。

回収品

新聞、雑誌、段ボール、アルミ缶、牛乳パック

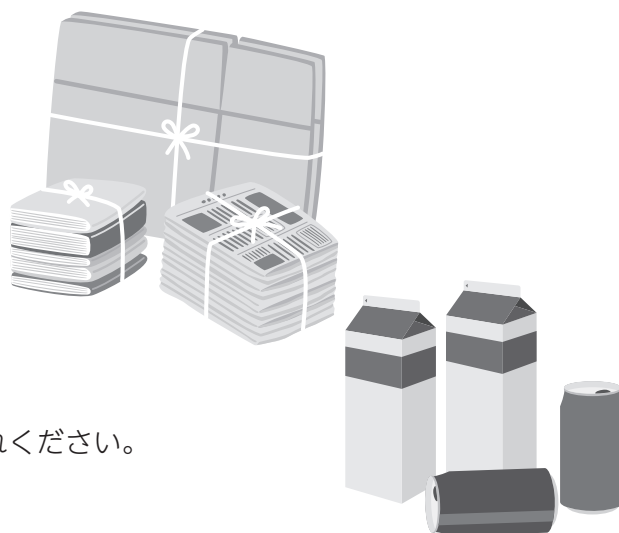
※スチール缶、空きビン、古布等は回収できません。

回収方法

自家用車等で直接搬入し、所定のコンテナへお入れください。

※PTA 役員等による回収はありません。

問合せ…七本木小学校【☎ 33 - 0544】



埼玉県立

本庄特別支援学校 高等部授業見学

埼玉県立本庄特別支援学校では左記のとおり「高等部授業見学」を実施いたします。

知的障害のある生徒が学ぶ特別支援学校での作業学習等の見学を通して、お子様の入学・転学等について考えたり、本校の教育についての理解を深めたりする機会としてください。

【高等部授業見学】

期日…6月8日(木)、9日(金)

時間…午前9時45分～正午

内容…作業学習等の見学

対象者…中学校3年生または中学校を卒業した者で、埼玉県立本庄特別支援学校への入学を希望または検討している生徒およびその保護者

申込方法…各市町中学校に申込用紙を5月初旬までに配布いたします。卒業生については直接本校にお問い合せください。

問合せ…本庄市栗崎

828

埼玉県立本庄特別支援学

校入学選考係

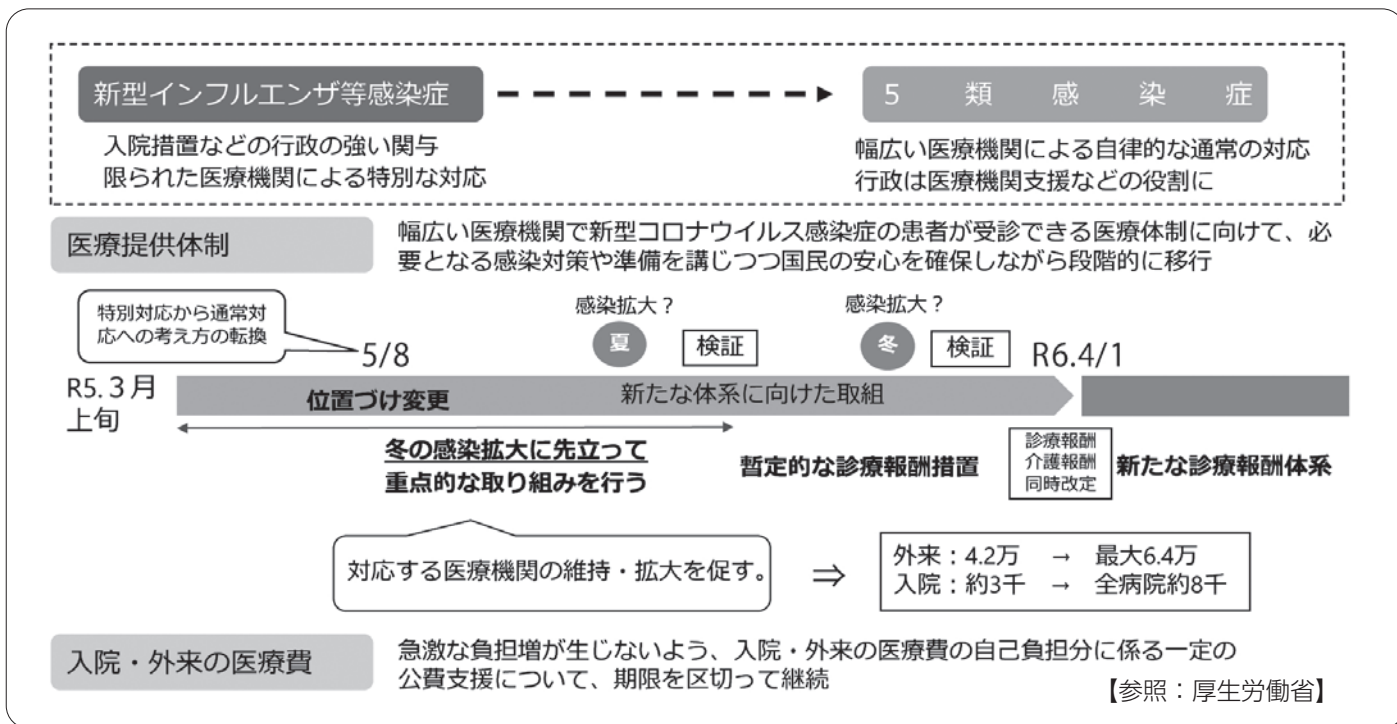
【☎ 24 - 3747】



5月8日(月)から 新型コロナウイルス感染症の位置付けが 「2類相当」から「5類相当」へ変わります

令和5年5月8日(月)から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「2類相当」から「5類相当」に移行されます。移行に伴い、これまで公費負担により無償であった検査費や医療費が自己負担になるなど、新型コロナへの対応が変わります。

5類相当への移行による変更点



上里町コロナウイルス感染症相談ダイヤルの廃止

新型コロナウイルス感染症に起因する町民の皆さまの相談に対応するため、令和2年5月7日から開設していた上里町コロナウイルス感染症相談ダイヤルは、位置付けの変更に伴い、下記期日をもって廃止いたします。

開設期限…令和5年5月2日(火)、午後5時15分まで

埼玉県新型コロナウイルス感染症総合相談センターの設置

埼玉県が設置している相談窓口「県民サポートセンター」および「受診・相談センター」は集約され、新たな相談窓口「埼玉県新型コロナウイルス感染症総合相談センター」が設置されます。

運用開始日…令和5年4月21日(金)、午前9時から(24時間体制)

業務内容…①5月7日(日)まで

新型コロナに関する一般的な相談、受診相談、受診先の確認

②5月8日(月)から

新型コロナに関する受診相談、受診先の確認(一般的な相談には対応していません)

体制…看護師および事務員を配置(医学的知識を有する相談には看護師が対応)

電話番号…【☎0570-783-770】(県民サポートセンターの番号を移行)

住民税の申告は正しくお早めに

令和5年度の個人住民税は、令和5年1月1日現在の住所地で、令和4年中の所得等に基づいて課税されます。

住民税の申告は、個人住民税の課税資料として使用されるほか、国民健康保険税やその他各種保険料、保育料、各種福祉年金・手当などの基礎資料になります。令和5年度（4年分）の住民税の申告がまだお済みでない方は、税務課窓口（1階⑫番）で申告してください。



◆申告が不要な方

- ①税務署に令和4年分の所得税の確定申告書を提出された方
- ②令和4年中の所得が給与所得のみの方で、勤務先から上里町へ給与支払報告書が提出されている方（給与支払報告書の提出については勤務先にお問い合わせください。）
- ③令和4年中の所得が公的年金等のみで、公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除（医療費控除や生命保険料控除など）の適用を受けない方

（注意事項）

所得がなかった方、遺族・障害年金のみがあった方、扶養親族になっている方などでも、国民健康保険税や介護保険料等の正しい計算や、各種減免・軽減措置を受けるために申告が必要な場合があります。また、令和5年度（4年分）の課税証明書等が必要な方も申告が必要となります。

◆申告に必要なもの

（①は申告者全員、②・③は該当者のみ必要です。）

①マイナンバー（個人番号）に係る本人確認書類

【例】マイナンバーカード または 通知カードと身元確認書類（※）

※運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カード、障害者手帳など

②所得に関するもの

【例】令和4年中の収入金額等を証明する書類

- ・給与、公的年金の収入があった方は、源泉徴収票
- ・その他の収入がある人は、収支内訳書や収入金額・必要経費がわかる書類

③控除に関するもの

【例】各種控除を受けるための必要書類

- ・社会保険料等の領収書や納付額証明書（源泉徴収票に記載がある場合は不要）
- ・生命保険料、地震保険料の控除証明書

問合せ…税務課住民税係 【☎35-1220】

■令和5年度（4年分）課税証明書等の発行について

令和5年度の町民税・県民税（個人住民税）税額決定・納税通知書は、6月7日（水）（予定）に発送します。

令和5年度（4年分）の課税（非課税）証明書・所得証明書は、個人住民税の賦課決定後の発行となりますので、

6月7日（水）（予定）から発行することができます。

なお、住民税の申告が遅れている方は、すぐに証明書を発行できない場合もありますのでご注意ください。

問合せ…税務課住民税係 【☎35-1220】

税務課資産税係からのお知らせ

問合せ【☎35-1221】(内線 1111~1113)

障害者に対する軽自動車税の減免

障害者が一定の要件を満たした場合、通院・通学や生業等のために使用する軽自動車が減免になります。

※障害者1人につき1台に限られます。

※普通自動車が減免されている方は対象外です。

【対象】(下記のいずれかに該当する場合)

①車両の所有者及び運転者が障害者本人、または障害者と生計をともしめる場合

②障害者が納税義務者であり、その世帯に運転できる方がいなく、同一生計でない常時介護する方が運転する場合

※軽自動車の減免は、上記以外で該当する場合があります。詳細はお問い合わせください。

【申請期間】

5月1日(月)～31日(水)(毎年申請が必要です)

※上記期間を過ぎてからの申請は受付出来ませんのでご注意ください。

【準備】

①身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証のいずれか

②納税通知書(納付せずにお持ちください)

③運転免許証

④自動車検査証

⑤納税義務者のマイナンバーカード等

【減免の対象となる障害の区分および級】

手帳の種類および障害の区分	減免の対象となる障害の級
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこうまたは直腸	1級または3級
体幹	1級から3級までおよび5級
聴覚	2級または3級
視覚	1級から3級までおよび4級の1(4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08~0.1)
音声または言語機能	3級(こう頭が摘出された場合に限る)
平衡機能	3級
上肢 ※主に手や腕	1級または2級
下肢 ※主に足	1級から6級まで
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能(上肢)	1級または2級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能(移動)	1級から6級まで
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	1級から3級まで
療育手帳	④またはA
精神障害者保健福祉手帳	1級で、かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方
戦傷病者手帳	身体障害者手帳の減免の範囲に準じる

※障害名が「半身不随」など複数の障害を含む場合は、障害の区分ごとの等級(上肢の級、下肢の級)により判定します。

※障害者が施設に入所している場合は、身体障害者手帳1~2級(戦傷病者手帳で準じる場合を含む)の方、療育手帳④またはAの方、精神障害者保健福祉手帳1級で施設以外の病院で精神通院医療を受けている方が対象となります。

軽自動車税(種別割)の納税通知書を発送

5月1日(月)付で、令和5年度軽自動車税(種別割)の納税通知書を郵送しました。令和5年4月1日時点で、町内に原動機付自転車、バイク、軽自動車などを所有している方が対象となります。

※令和5年4月2日以降に廃車手続き、名義変更手続きをされた方につきましても、令和5年度分の税金を納めていただく必要があります。

来年度以降のためにも、乗らなくなった軽自動車等を所有している方は、お早めに廃車手続きをお願いします。

固定資産税の納税通知書を発送

5月1日(月)付で、令和5年度固定資産税の納税通知書を郵送しました。次の①~④の場合には、税務課資産税係へ連絡をしてください。

①海外へ出国(居住・長期滞在)する予定がある。

②未登記の家屋を新築(増築)した・取り壊した、またはそれらの予定がある。

③未登記家屋の所有者を変更した。

④土地の利用状況を変更した、またはその予定がある。

※次の(1)(2)に該当する住宅は、令和5年度から「新築住宅に対する固定資産税の減額措置」の適用がなくなり、本来の税額になります。

(1)平成31年1月2日~令和2年1月1日に新築した一般住宅

(2)平成29年1月2日~平成30年1月1日に新築した長期優良住宅(3階建以上の耐火住宅等は除く)他

納税相談窓口 ~休日開庁・夜間開庁のお知らせ~

◆5月の開庁日 【休日】(午前8時30分~正午) 5月14日(日)

【夜間】(午後8時まで) 5月25日(木)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

◆相談窓口の問合せ…税務課収税係【☎35-1221(内線1121~1125)】

※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

固定資産税第1期・軽自動車税の納期限は
5月31日(水)です。

税金のお納めには便利な**口座振替**をご利用ください。

〔口座振替日は納期限日となります。残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、残高の確認をお願いします。〕